

## 平成27年度市長と語る会 要旨

日 時 平成27年10月28日（水）19：00～20：36

場 所 納所会館

出席者 市民18人

### 1部《マイナンバー制度》

1 市長より制度概要の説明

2 情報課より手続き説明

### 《質疑応答》

質問	パスワードは後で大事になりますか、覚えておく必要がありますか。
回答	窓口手続きでパスワードを聞かれることはありません。パソコンでカードを使って画面を開く時に4桁のパスワードだけ入力が必要です。キャッシュカードでお金をおろす場合と同様ですね。ネットで確定申告する際も必要になりますが、今すぐ使う予定のない方は覚えておく必要はありません。設定した際は暗証番号の控えの紙を渡しますのですそれを保管しておけば覚えておく必要はありません。
質問	暗証番号で、ぞろ目はダメとかそういう規定はありますか。
回答	生年月日、電話番号、住所の番地等は機械で設定不可となるようです。その人と想像できるような番号は不可となります。
質問	納所地区は市役所から11km離れているが、カード交付の際ある程度的人数が集まれば、市役所から納所地区に出張して交付手続きができるようなことは考えておられますか。
回答	基本本人が市役所に出向くことになっています。もしそのような要望が大きい場合は、市でも検討することになるかと思えます。
質問	カード受け取りの際の本人確認書類で免許証とか写真付きの証明書を持っていない場合はどうするのですか。
回答	写真付きの証明書類を持っていない方は、保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、預金通帳などから2種類の書類で本人確認書類となります。
質問	生まれたすぐの子どもの場合はどうなりますか。
回答	その場合は親、保護者が申請することになりますので、親・保護者の本人確認が必要となり、子ども本人の書類は必要ありません。
質問	代理で受け取る場合がどうですか。
回答	ケースによって持って来ていただく書類が異なりますが、本人が来れない場合は、委任状や例えば、依頼した父親の証明書、代わりに来られた娘さんの本人確認の書類、入院している父親の入院証明等が必要になります。
質問	身分証明書が必要ということですね。

回答	はい、依頼する方も来庁する方も双方の証明が必要となります。施設入所の証明や診断書など本人の出頭が困難なことの証明が必要になります。
質問	今日来ている者はわかるが、来ていない者への対応は。
回答	まず通知カードは書留郵便で届き、不在の場合は1週間郵便局に留め置かれ、その後市役所で3か月間保管されます。受け取った通知カードから個人番号カードへの申請はいつまでにしなさいという決まりはなく必要と感じた際に行ってください。また代理での受け取りはケースによって異なるので、あらかじめ市役所窓口に必要な書類を問い合わせてください。
質問	今までの住基カードはなくなりますか。
回答	住基コードというものはなくなりますが、住基カードの役割は個人番号カードに移ります。住基カード発行自体も年内で終わり、有効期限内は使えますが、個人番号カード申請時に引き換えとなります。住基カードは市の窓口に戻却となります。
質問	住基カードを持っていますが、どこにあるかわからないのですがそのままにしておいていいですね。
回答	個人番号カードを交付する際は、原則住基カードとの交換と国の制度ではなっています。できれば探していただきたいのですが、どうしてもない場合は紛失届等別の届が必要と思われ、この件は市民生活課住基カード担当にご確認いただければと思います。

## 2部《市政報告》

市長より市政報告

### 《質疑応答》

質問	まず産物の加工とかそういうことに対し市のどこに相談してよいかわからないこと。次に市から地域へ助成されていますが、そのお金の使い方の指導やチェックはどう行っておられますか。
回答	農産物の6次化なら農林課や総合政策課でもサポートをしています。又県の地域産業支援センターが鍋島にあり専門の職員から支援が期待できます。多久町の杏子や南多久町の個人が作っておられる柚子胡椒も余り知られていませんが一部シェフの間では有名です。専門のJAスタッフの皆さんの指導助言や協議をしながら休耕田も活用しながら起業等の可能性を探っていきたいと思っています。